

# Japanese Practice News

KPMG Global Japanese Practice (Taiwan firm)

May 2023 | No. 5



## 2023年7月1日 包装減量化に関する新法令の施行開始

ネットショップ業者は包装材の減量及び会計士による認証等に関する新法令に注意が必要

廃棄物の発生源となる包装材の減量を推進するため、環境保護署(以下、環保署)は2023年2月16日に「インターネットショッピングにおける包装材の使用制限の対象及び実施方式」を公布し、ネットショッピング包装材に対する規制を明確に制定しています。例えば、ポリ塩化ビニル(PVC)を含む物品の使用禁止、紙類とプラスチック類の包装箱(袋)は一定比率の再生紙及び再生材料を含まなければならないと規定しています。また、中規模・大規模業者<sup>\*</sup>に対して商品包装の重量比を規定し、さらに大規模業者に対しては包装材の重量平均削減率又は循環利用箱(袋)使用率の達成等を要求しています。以上の減量化の成果は毎年3月31日までに会計士から保証報告書の発行を受ける必要があるとされています。新しい法令は2023年7月1日から施行される予定ですが、現時点では個人の売主は規制対象外とされています。

環保署より公布された「インターネットショッピングにおける包装材の使用制限の対象及び実施方式」によると、經濟部の統計では、台湾の小売業者のインターネット売上高は年々増加しており、2017年の約NT\$2,283億から2021年のNT\$4,303億まで成長しています。

電子商取引産業の営業収益がほぼ倍に成長していると同時に、膨大な包装材の廃棄物も発生し、環境汚染やエネルギーの減耗、さらに温室効果ガスの

排出を引起こし、これらは環境の負担となっています。

### 1. インターネットショッピングにおける包装材の使用制限の対象及び実施方式

- 制限対象はインターネット小売業で、個人の売主は現時点では規制対象外とされている。
- 発効日: 2023年7月1日

### 2. 大規模業者の包装減量化の成果は会計士による限定的保証報告書の発行が必要

- 包装材の重量平均削減率又は循環利用箱(袋)使用率の達成等を要求し、且つその減量化成果は毎年3月31日までに会計士による保証報告書の発行が必要。



**中規模業者:** 資本金総額、払込資本額又は中華民国国内における運営資金がNT\$5,000万以上に達する、或いは自社所有の店頭受取拠点が300か所以上に達するインターネット小売業者。

**大規模業者:** 資本金総額、払込資本額又は中華民国国内における運営資金がNT\$1億5,000万以上に達する、或いは自社所有の店頭受取拠点が500か所以上に達するインターネット小売業者。

ネットショッピング包装材の新法令は包装材質、商品包装の重量比及び包装減量化の三大目標を掲げています。まず、包装材質については、ポリ塩化ビニル(PVC)材質を含む物品の使用を禁止し、紙類包装箱(袋)の再生紙の混合比率を90%以上、プラスチック類包装箱(袋)及び緩衝材の再生材料の配合率は25%以上に達しなければならないとされています。

次に、中規模・大規模業者は、商品包装の重量比について、商品総重量が250グラム以上1キロ未満の場合は40%を、1キロ以上3キロ未満の場合は30%を、3キロ以上の場合は15%を下回る必要があります。

最後に、大規模業者は、包装の減量化について、包装材の重量平均削減率又は循環利用箱(袋)使用率の規定について何れか一つを選択し、取り扱う必要があります。また、その減量化成果は毎年3月31日までに会計士から保証報告書の発行を受ける必要があります。包装材の重量平均削減率の目標は少なくとも、2024年は25%、2025年は30%、2026年は35%を達成する必要があります。循環利用箱(袋)使用率の目標は少なくとも、2024年は2%、2025年は8.5%、2026年は15%を達成する必要があります。

包装材の重量平均削減率又は循環利用箱(袋)使用率が年度目標に達していない場合、中央主務機関に推進計画を提出する必要があります。また、推進計画の実施終了後6ヵ月以内にその実施結果を中央主務機関に提出し、且つ会計士による保証報告書の発行を受ける必要があります。



## ネットショッピング包装材新法令



**ポリ塩化ビニル(PVC)材質の使用禁止**



紙類包装材に再生紙の90%の混合が必要



プラスチック類包装材に再生材料の25%の配合が必要



## インターネット小売業における 中規模業者及び大規模業者

### 商品包装の重量比の必要要件

| 包装箱(袋)内の<br>商品総重量 | 包装重量比 |
|-------------------|-------|
| 250g ~ 1 kg       | < 40% |
| 1 kg ~3 kg        | < 30% |
| > 3 kg            | < 15% |



ネットショッピング包装材法令が2023年7月1日から施行された後、事業者はPVC材質を含む包装材を使用した場合、NT\$1,200以上NT\$6,000以下の罰金が科されます。また、商品包装の重量比及び包装減量化が規定を満たさない場合、NT\$3万以上NT\$15万以下の罰金が科されます。所定期限までに改善していない場合、連日処罰されます。また、事情が重大である場合、1ヶ月以上、1年以下の労働停止又は営業停止処分が下され、必要に応じて、休業処分が下される可能性があります。

- 事業者がPVC材質を含む包装材を使用した場合、**廃棄物処理法第51条第3項**の規定に基づき処罰を下す。
- 事業者の商品包装重量比及び包装減量化が規定に該当しない場合、**資源回収再利用法第26条第1項第2号**の規定に基づき処罰を下す。

KPMG安侯建業の会計士黃郁婷は以下の事項の留意を呼びかけています。消費者から通報され、対応が間に合わず、違反による処罰を避けるため、インターネット小売業者は法令の施行日に注意し、早めに準備する必要があると考えられます。また、緩衝材(例:シュリンクフィルム)、テープ類(例:シーリングテープ)によく使用されているポリ塩化ビニル(PVC)の使用を避けるようご注意ください。紙類の包装箱については、その仕入伝票に再生紙の混合比率を明記する必要があります。プラスチック包装箱については、そのサプライヤー工場から再生材料の配合比率及び第三者検証情報の提供が必要になります。最後に、包装材の減量化及び推進計画実施の成果について、事業者は速やかに証拠資料を準備し、かつ証憑記録の正確性を確保し、会計士の保証に対応する必要があると考えられます。



## インターネット小売業における 大規模業者

### 包装材の重量平均削減率又は循環利用箱(袋)使用率の規定の何れかの一つを選択し取り扱う

#### 包装材の重量平均削減率

1. 2024年12月31日までに **25%**
2. 2025年12月31日までに **30%**
3. 2026年12月31日までに **35%**

又は

#### 循環利用箱(袋)使用率

1. 2024年12月31日までに **2%**
2. 2025年12月31日までに **8.5%**
3. 2026年12月31日までに **15%**



## KPMG Taiwan Network

### 台北事務所

主要聯絡人

台北市110615信義區  
信義路5段7號68樓

T +886 2 8101 6666 (代表)  
F +886 2 8101 6667

### 新竹事務所

新竹市300091  
科學園區展業一路11號

T +886 3 579 9955  
F +886 3 563 2277

### 台南事務所

台南市700002中西區  
民生路2段279號16樓

T +886 6 211 9988  
F +886 6 6229 3326

### 台中事務所

台中市407059西屯區  
文心路二段201號7樓

T +886 4 2415 9168  
F +886 4 2259 0196

### 高雄事務所

高雄市801647前金區  
中正四路211號12樓の6

T +886 7 213 0888  
F +886 7 271 3721

## Contact us

### Partner

#### 李 宗霖

Partner

T +886 2 8101 6666 內線 : 02337  
E johnnylee@kpmg.com.tw

#### 林 琇宜

Partner

T +886 2 8101 6666 內線 : 02587  
E slin1@kpmg.com.tw

#### 陳 彥富

Partner

T +886 2 8101 6666 內線 : 02909  
E byronchen@kpmg.com.tw

#### 友野 浩司

Partner

T +886 2 8101 6666 內線 : 06195  
E kojitomon@kpmg.com.tw

#### 柯 有聰

Partner

T +886 2 8101 6666 內線 : 16592  
E jasonko1@kpmg.com.tw

### 記帳部門

記帳代行、個人所得稅、給與計算等

#### 蔡 文惠

Partner

T +886 2 8101 6666 內線 : 00584  
E etsai@kpmg.com.tw

### 登記部門

会社設立、VISA申請

#### 李 美儀

シニアマネジャー

T +886 2 8101 6666 內線 : 02340  
E migilee@kpmg.com.tw

### 日本人顧問

#### 坂本 幸寬

T +886 2 8101 6666 內線 : 19065  
E yukihirosakamoto1@kpmg.com.tw

#### 平野 健史

T +886 2 8101 6666 內線 : 19794  
E thirano1@kpmg.com.tw

### kpmg.com/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

© 2023 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Public

発行責任者：陳彥富 統括 / KPMG台湾

